

サラリーマンと 年末調整



十二月は、サラリーマンが毎月の給料やボーナスから差し引かれた税金と、一年間の給与所得に対する税金との差額を精算する年末調整の月です。

年末調整では、配偶者控除をはじめ、扶養控除や保険料控除など、各種の控除が行われることとなりますので、忘れずに扶養控除等申告書などを提出して正しく控除を受けて下さい。

※なお、今年の税制改正により

昭和六十二年分より配偶者特別控除制度（住民税については六十三年度より）が創設されたことに伴い、年末調整により配偶者特別控除を受ける者は、「給与所得者の配偶者特別控除申告書」を提出しなければなりません。

この年末調整は、サラリーマンにとって確定申告に代わる大切な手続きで、大部分のサラリーマンは、この年末調整によってその年の納税が完了することになります。

しかしサラリーマンでも次のような人は「確定申告」が必要です。

- 〈確定申告をしなければならない場合〉
- 一、給与の年収額が一千五百万円を超える人
 - 二、給与以外の所得が二十万円を超える人や、二カ所以上から給与をもらっている人

パート収入の場合

		年収		
		0～900,000円	900,000～1,019,999円	1,020,000円以上
配偶者控除	うけられる	○		
	うけられない		○	○
配偶者特別控除	うけられる	○	○	
	うけられない			○

〈確定申告ができる場合〉

- 一、医療費控除を受ける人や、災害などにあつて雑損控除を受ける人
- 二、今年初めて住宅取得控除を受ける人

などです。

詳しいことは、勤務先か税務署でお尋ね下さい。

六十二年分

所得税改正のあらまし

◎税率改正

十五段階↓十二段階に

◎配偶者控除額の引上げ

配偶者控除額が、六十二年分に限り、次のように引き上げられました。

	62年分	改正前
一般の控除対象配偶者	38万円	33万円
老人控除対象配偶者	44万円	39万円
同居特別障害者である控除対象配偶	52万円	47万円

(昭和63年分以降は配偶者控除が33万円、配偶者特別控除が最高16万5,000円となります。)

◎配偶者特別控除の創設

合計所得金額が、八〇〇万円以下の者で、生計を一にする配偶者を有する者

ただし、次の①、②の配偶

◎その他の改正

白色事業専従者控除額のうち、納税者の配偶者に係る控除額が六十万円（これまでは四十五万円）に引き上げられた。

者を除く。

①他の納税者の扶養親族とされる者

②青色事業専従者として給与の支払いを受ける者、又は白色事業専従者に該当する者

・「配偶者の所得が給与所得等」の場合、四四九、九九九円までの所得に応じて最高二二、五〇〇円控除される



タバコは町内で買しましょう。